

# 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

(平成18年制定)

平成18年3月31日国営整第157号

国営設第163号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

国土交通省大臣官房官庁営繕部利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

# 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

## 第 1 章 総則

### 1.1 目的

この基準は、「官庁施設の基本的性能基準」（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 156 号、国営設第 162 号）に定められる性能のうち、ユニバーサルデザインに関する性能について、官庁施設に求められる水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、高齢者、障害者等を含むすべての人に利用しやすい官庁施設の整備を推進することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

- (1) この基準において、「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることをいう。
- (2) この基準において、「ユニバーサルデザインレビュー」とは、より利用しやすい施設の整備を目指し、施設整備の各段階において行う、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価及び検証並びにフィードバックのプロセスをいう。

## 第 2 章 基本事項

### 2.1 基本方針

- (1) 官庁施設は、高齢者、障害者等を含むすべての施設利用者がサービス等を等しく享受できるよう、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (2) 官庁施設は、施設固有の条件及び特性に応じて柔軟に対応し、施設利用者のニーズをきめ細やかに考慮したものとする。
- (3) 地域との連携を図った施設の整備により、連続的な環境の整備及びコミュニティの形成に貢献する。

### 2.2 評価及び検証

施設の特性に応じたユニバーサルデザインレビューにより、施設利用者の視点から総合的に評価及び検証を行う。

### 第 3 章 ユニバーサルデザインに関する性能の水準及び技術的事項

#### 3.1 性能の水準

すべての施設利用者が、できる限り、円滑かつ快適に利用できるものとする。

#### 3.2 技術的事項

##### 3.2.1 移動空間

- (1) すべての施設利用者が、できる限り同じ経路で移動できるものとする。
- (2) 移動経路は、連続性及び見通しの確保、適確な案内の情報の提供等により、分かりやすいものとする。
- (3) 同一階においては段差を設けず、滑りにくく平坦な床仕上げとするほか、必要に応じて手すりを設置する等により、すべての施設利用者が円滑に水平移動できるものとする。なお、やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路を設置する。
- (4) 移動しやすいように、十分な空間を確保する。
- (5) 地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。
- (6) 建築物の外部及び屋内駐車場においては、自動車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を優先する。
- (7) 建築物の外部においては、天候により移動に支障が生じたり、安全性が損なわれないよう配慮する。
- (8) 扉は、容易に開閉できて通過できるものとする。
- (9) エレベーター及び主要な階段は、自由に選択できるよう、便利で、分かりやすい位置に配置する。
- (10) 階段及び傾斜路は、安全性及び上り下りのしやすさを考慮したものとする。
- (11) エレベーターは、十分な空間を確保したものとするとともに、多様な施設利用者を考慮し、乗降時の安全性、操作のしやすさ、案内情報の分かりやすさ等に配慮したものとする。
- (12) 移動経路から利用しやすい位置に、適切に休憩スペースを設ける。

##### 3.2.2 行為空間

- (1) 所要の動作をしやすいように、十分な空間を確保する。
- (2) 室等の中の配置構成、家具及び衛生器具等の寸法及び形状等は、多様な施設利用者を考慮し、利用しやすいものとなるよう設定する。
- (3) 便所は、便利で分かりやすい位置に設け、多様な施設利用者を考慮し、必要な機能を確保する。
- (4) スイッチ等は、操作しやすい大きさ、形状等で、操作の方法が分かりやすく、安全なものを、操作しやすい位置に設置する。

##### 3.2.3 情報

- (1) 案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して多角的に提供する。また、図記号による表示、外国語やひらがなの併用等により、情報の内容が容易に理解できるよう配慮する。

- (2) 動線の分岐点等要所要所で、必要な情報が得られるよう情報を提供する。
- (3) 単純かつ明快に、分かりやすく情報を提供する。
- (4) 図記号等については標準的なものを使用するほか、施設内又は地域内における統一性を考慮したものとする。

#### 3.2.4 環境

光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等について、身体感覚に加え、心理的影響を考慮した快適性に配慮したものとする。

#### 3.2.5 安全

- (1) 適切な防災計画及び避難計画に加え、非常時の確実な情報伝達のための多角的な情報伝達手段の確保により、すべての施設利用者が安全に避難できるよう配慮したものとする。
- (2) 施設利用者の自由な移動と必要な防犯性の確保との両立に配慮する。

### 3.3 施設の特性の考慮についての考え方

3.1の性能の水準の確保に当たっては、前記の技術的事項のほか、次に掲げるとおり施設の特性を考慮する。

- (1) 不特定かつ多数の人が利用する施設については、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとするための基礎的な基準を超えて、更に円滑な利用の促進を図るため誘導的に求められる基準を満たしたものとするほか、できる限り、すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。
- (2) その他の施設については、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとするための基礎的な基準を満たしたものとするほか、できる限り、すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるものとする。

#### 附則

この基準は、平成18年4月1日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については適用しない。